

沖縄県国民健康保険運営方針（素案）

説明資料

イメージ

■全体構成

沖縄県国民健康保険運営方針（素案）は、下記に示すとおり、10章から構成される。

次ページ以降では、下記のうち、平成30年改正後の国民健康保険法第82条の2及び国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」に基づき、本方針に定める第2章～第10章の主な内容を示す。

第1章 基本事項

本運営方針を策定する目的、根拠規定、対象期間について記載する。

第2章 市町村保険者及び被保険者等の状況

本県の市町村保険者、被保険者の状況（加入割合、職業割合、所得階層）について記載する。

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

①国民健康保険の医療費の動向及び将来の見通し、②財政収支の改善に係る基本的な考えと取組、③財政安定化基金の運用、について記載する。

②、③は市町村との連携会議で検討の上記載

第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法

①保険税（料）の現状、②保険税（料）の統一について、③標準的な保険税（料）算定方式、④標準的な収納率、⑤国民健康保険事業費納付金の算定方法、⑥激変緩和措置、について記載する。

②～⑥は市町村との連携会議で検討の上記載

第5章 保険税（料）の徴収の適正な実施

①保険税（料）の徴収の状況、②収納対策の取組、について記載する。

②は市町村との連携会議で検討の上記載

第6章 保険給付の適正な実施

①保険給付の実施状況、②保険給付の適正実施のための取組（レセプト点検の充実強化に資する取組、療養費の支給の適正化に資する取組、第三者求償及び過誤調整等の取組、高額療養費の多数回該当の取扱い、県による保険給付の点検及び事後調整等）について記載する。

②～⑥は市町村との連携会議で検討の上記載

第7章 医療費の適正化の取組

①医療費適正化の現状、②医療費適正化に向けた取組、③医療費適正化計画との関係について記載する。

②、③は市町村との連携会議で検討の上記載

必須事項

任意事項

第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

①市町村が担う事務の標準化の推進、②市町村が担う事務の共同実施に向けた取組、
について記載する。

市町村との連携会議で検討の上記載

第9章 保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携

保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携について記載する。

市町村との連携会議で検討の上記載

第10章 施策の実施のための体制

施策実施のための体制として、関係機関相互の連携会議等について記載する。

市町村との連携会議で検討の上記載